

第3次太田市環境基本計画市民委員会設置要綱 (設置)

第1条 第3次太田市環境基本計画の策定に当たり、太田市環境基本条例（平成17年太田市条例第181号）第8条第2項に規定する市民等の意見をこれに反映するため、市民の代表として本市の環境問題及び環境将来像について協議・検討を行う第3次太田市環境基本計画市民委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会が所掌する事項は、次のとおりとする。

- (1) 市民及び事業者に対する環境の保全等に係る意見聴取
- (2) 環境の保全等に関する課題の抽出及びその対策の検討
- (3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全等に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員20名以内で組織し、委員は次に掲げる者のうちから市長が選任する。

- (1) 環境活動を行っている団体の構成員
- (2) 環境活動を行っている個人
- (3) 市内に事業所を有する企業の構成員
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、産業環境部環境対策課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年9月1日から施行する。
(要綱の失効)
- 2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。